

「丸住製紙株式会社の民事再生法適用申請に伴う相談窓口」の設置について

○日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、3月7日付で「丸住製紙株式会社の民事再生法適用申請に伴う相談窓口」を愛媛県内の全支店に設置しました。
https://www.jfc.go.jp/n/release/pdf/topics_250307a.pdf

○愛媛県信用保証協会は、丸住製紙(株)の民事再生法適用申請を受け、3月5日、相談窓口を開設しました。
<https://www.ehime-cgc.or.jp/news/2025-03/post-209.html>

○伊予銀行はこのたび、丸住製紙株式会社の民事再生手続開始の申立てを受け、影響を受けているお客さまに対し、資金繰りや借入の返済方法に関して支援を行うため、個人融資相談窓口および事業資金相談窓口を設置しました。
<https://www.iyobank.co.jp/notices/others/20250307-marusumi.html>

○愛媛銀行はこのたび、丸住製紙株式会社が民事再生手続開始を申立てたことを受け、同社との取引関係にある下請企業や従業員の皆さまに対し、資金繰り等の各種相談をお受けするための「丸住製紙株式会社の民事再生手続開始申立てに伴う相談窓口」を開設いたしました。
https://www.himegin.co.jp/new_csr/20250303_2.html

※新居浜商工会議所もこのたび、丸住製紙株式会社が民事再生手続開始を申立てたことを受け、「**丸住製紙株式会社の民事再生法適用申請に伴う相談窓口**」を設置しておりますので、お気軽に相談してください。